

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 6 0 号

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和 4 7 年相模原市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 家庭系廃棄物の項中「3 6 0 円」を「4 6 0 円」に、「2 8 0 円」を「3 6 0 円」に、「3, 2 0 0 円」を「4, 1 0 0 円」に、「2, 0 0 0 円」を「2, 6 0 0 円」に、「4 0 0 円」を「4 3 0 円」に、「2, 9 0 0 円」を「3, 7 0 0 円」に、「2 4 0 円」を「2 7 0 円」に改め、同表事業系一般廃棄物の項中「4 1 0 円」を「5 3 0 円」に、「3 7 0 円」を「4 8 0 円」に、「2 5 0 円」を「2 7 0 円」に改め、同表動物の死体の項中「4, 3 0 0 円」を「5, 5 0 0 円」に改める。

別表第 2 中「2 5 0 円」を「2 7 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 (特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成 1 0 年法律第 9 7 号)に規定する再商品化等に必要な料金を支払済みのものに限る。)のうち市が収集し、及び運搬するもの並びに粗大ごみのうち市が収集し、運搬し、及び処分するものに係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に市が収集及び運搬の申込み又は収集、運搬及び処分の申込み(以下「収集等の申込み」という。)を受けるものについて適用し、同日前に市が収集等の申

込みを受けたものについては、なお従前の例による。